



国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)適用要件と詳細

適用要件(すべてに該当する方)

- ① 公的年金を受給していること
- ② 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
- ③ 世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること
- ④ 介護保険料が年金天引きの対象となっていること
- ⑤ 年金天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと

初めて要件に該当した場合に、世帯主の年金から、年金天引きが始まるのは、10月からとなります。

このため、国民健康保険税は、半分を9月までは従来どおり普通徴収で納付していただき、残りの半分を3回(10月・12月・翌年2月)に分けて特別徴収します。

なお、上記の要件に該当しなくなった場合や、特別な事情により年金天引きすることができなくなった場合は、普通徴収(納付書や口座振替)となります。

[参考]

対象区分	対象となる世帯	年金天引きの切り替わる時期
初めて年金天引きになる場合	○世帯内の国民健康保険加入者が、満65歳以上である世帯 ○世帯主が令和8年4月1日までに75歳とならない世帯	令和7年10月から年金天引きが開始されます。
年金天引きでなくなる場合	○世帯主が、令和8年4月1日までに75歳となる世帯	令和7年4月から年金天引きされません。

【問】税務課 ☎(087)894-1118

さぬき市スマートハウス設備導入促進補助金

温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素地域づくりを推進するため、家庭におけるエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」の取り組みを支援するため、下記設備の設置に要した経費の一部に相当する額の「さぬき市共通商品券」を交付します。



詳しくはこちら↑

補助対象設備・補助金額(商品券で交付)

設備	金額
① 住宅用太陽光発電システム	20,000円/kw (上限80,000円)
② 住宅用蓄電システム	設置費の1/3 (上限80,000円)
③ 住宅用V2Hシステム	設置費の1/3 (上限50,000円)
④ ZEHを構成する設備	定額 (上限200,000円)

*住宅に設置する時点で未使用であるものに限ります。 ※1,000円券で交付します。

対象となる方(全ての要件を満たす方)

- 対象設備を設置、または対象設備付建売住宅を購入した方
- 対象設備を設置した住宅に居住、または2親等以内の親族を居住させている方
- 市税および国民健康保険税を滞納していない方
- 過去にさぬき市スマートハウス設備導入促進補助金の交付を受けていない方

【補助金併給が可能な組み合わせ】

太陽光発電	蓄電池	V2H	ZEH
○		○	
○			○
	○	○	
	○		○

※上記以外の組み合わせについては、併給できません。
※国や県が実施する他の補助金との併用は可能です。

申請受付

令和8年3月19日(木)まで

※設備購入後3か月以内に申請してください

※予算額に達した時点で受付終了する場合があります

受付場所

生活環境課 さぬき市役所本庁舎1階

【問・申】生活環境課 ☎(087)894-1119